

高知県県産材輸出促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県県産材輸出促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、県産材製品の海外での販路拡大を図るため、土佐材流通促進協議会又は土佐材流通促進協議会の構成員（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 県産材製品マッチング事業
- (2) 県産材製品トライアル出荷事業
- (3) 県産材製品PR事業
- (4) 県産材製品海外見本市出展事業

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 前条各号に掲げる補助対象事業（以下「補助事業」という。）の事業実施主体、補助対象製品、補助対象経費及び補助率については、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金等交付申請書)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に、納期が到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書等を添えて知事に提出しなければならない。ただし、県税の納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書を添付するものとする。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の補助金等交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る規則及びこの要綱の規定に従わなければならないこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額

等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

- (4) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (6) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (7) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

（補助金の交付の決定の取消し）

第7条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の内容若しくは前条に規定する補助の条件その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助事業の変更）

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定額の増額又は20パーセントを超える減額が生ずるときは、別記第2号様式による補助金変更承認申請書を提出し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記第3号様式による補助事業中止（廃止）承認申請書を提出し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（概算払の請求）

第10条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

（実績報告等）

第11条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月30日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第6条第3号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額

等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 補助事業者は、第6条第3号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第6号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、第7条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、これを返還させることができる。

(グリーン購入)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年3月23日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1号及び第2号、第11条第3項、第12条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事業区分	事業実施主体	補助対象製品	補助対象経費	経費内容	補助率	備考
(1) 県産材製品 マッチング 事業	土佐材流通促進協議会及び 土佐材流通促進協議会の構 成員	① 製材品 ② 木製の家具、建具 ③ 木工製品	営業・商談（商談会）に要する経費	県内企業及びアドバイザーの交通費（相手国での移動費を含む。）、並びに宿泊費、アドバイザー謝金、通訳費、会場使用料、車輛借り上げ等	2分の1以内	アドバイザー謝金及び通訳費について、1日当たりの補助上限額を25,000円とする。
			バイヤーの招へいに要する経費	バイヤー及びアドバイザーの交通費（国内移動費を含む。）、並びに宿泊費、アドバイザー謝金、通訳費、会場使用料、車輛借り上げ料等		
(2) 県産材製品 トライアル 出荷事業	土佐材流通促進協議会の構成員	④ その他（県産材を原料とし製作されたもので知事が認めるもの）	新たな取引先へのトライアル出荷に要する経費	県内運送費、船積み費、国際運送費、売主が負担する費用（貿易保険料、輸出梱包費、輸出検査費、輸出許認可手続き費、輸出通関諸費、貨物保険料等）、与信管理代行費等		トライアル出荷は1取引先当たり1回1コンテナまたは1個を上限とする。ただし、補助対象経費の下限を25,000円とする。
(3) 県産材製品 PR事業	土佐材流通促進協議会及び 土佐材流通促進協議会の構成員		県産材製品を使用する海外のモデルルーム、モデルハウス、店舗等の集客の見込まれる施設において、その県産材製品をPRするための加工、輸出及び現地施工指導に要する経費	国内でのプレカット費用、県内運送費、船積み費、国際運送費、売主が負担する費用（貿易保険料、輸出梱包費、輸出検査費、輸出許認可手続き費、輸出通関諸費、貨物保険料等）、与信管理代行費、通訳費、施工指導費（人件費、交通費（相手国での移動費を含む。）、宿泊費）等		施工指導に係る人件費について、1日当たりの補助上限額を25,000円とする。
(4) 県産材製品 海外見本市 出展事業	土佐材流通促進協議会		海外で実施される見本市等への出展に要する経費	県内運送費、船積み費、国際運送費、売主が負担する費用（貿易保険料、輸出梱包費、輸出検査費、輸出許認可手続き費、輸出通関諸費、貨物保険料等）、与信管理代行費、出展経費等		

1. 事業の定義

- (1) 県産材製品マッチング事業とは、新たな販路の拡大を図るため、営業・商談、バイヤーの招へいを行うものである。
- (2) 県産材製品トライアル出荷事業とは、海外新規取引先（過去5年以上取引がない取引先（申立書等による確認））へのトライアル出荷を行うものである。
- (3) 県産材製品PR事業とは、海外においてモデルルーム等に県産材製品を施工しPRを行うものである。なお、事業実施主体が海外取引先と連携して事業に取り組む場合は、その海外取引先が、過去5年以内に県産材製品PR事業を実施していない（申立書等による確認）ことを条件とする。
- (4) 県産材製品海外見本市出展事業とは、海外で開催される木材見本市等への出展を行うものである。

2. その他

- ・（1）の県産材製品マッチング事業と（2）の県産材製品トライアル出荷事業及び（3）の県産材製品PR事業は1事業実施主体当たり合わせて100万円を上限とする。
- ・（3）の県産材製品PR事業については、高知県産材製品を使用していることを表示してPRを行うものとし、実績報告書にそのことが分かる写真を添付する。
- ・加工貿易（原材料・半製品を輸出して海外で加工後、製品として輸入すること）を行うために本事業を活用することはできない。
- ・運送については県内の港及び県内からの航空便の使用を原則とするが、これによりがたい場合はその理由を明記して交付の申請を行うことができる。

別表第2（第5条—第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。